

包括保証 契約書

最高裁判所（以下「甲」という。）及び株式会社オリエントコーポレーション（以下「乙」という。）は、裁判所法（昭和22年法律第59号。以下同じ。）第67条の2第1項の規定に基づき甲から修習資金の貸与を受ける者（以下「丙」という。）が甲に対して負担する債務を司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「貸与規則」という。）第4条第1項第2号に基づき乙が保証すること（以下「保証」という。）に関して、次の条項により包括保証契約を締結し、甲及び乙は信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の名称等）

第1条 契約の名称、保証対象、保証内容及び保証料は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 修習資金の貸与に係る保証
- (2) 保証対象 平成22年11月から平成26年11月までの間に開始される司法修習につき、その開始時又は途中で採用される司法修習生に対する修習資金の貸与のうち、平成22年9月9日から平成27年12月の甲が別途定める日までの間に、丙から甲に対し、書面による乙への保証委託の申請（以下「保証委託申請」という。）があったもの。
- (3) 保証内容 甲が丙に対して行う修習資金の貸与について丙が甲に負担する修習資金の返還債務その他一切の債務に対する貸与規則第4条第2項に基づく連帯保証
- (4) 保証料 貸与規則第2条第1項にいう貸与単位期間（以下「貸与単位期間」という。）ごとに、その期間における修習資金の貸与額1,000円につき21円。ただし、貸与規則第2条第1項の修習期間（以下「修習期間」という。）終了後に保証委託申請があった場合には、保証委託申請の時点における修習資金返還債務の残高に対して年0.21%を基準として保証する月数（第4条第1項ただし書きによる保証契約の成立の日の属する月から丙が甲に対して負う(3)の債務の履行完了を予定する日の属する月までの月数）に応じてその総額を算出する。この場合の保証料額は、乙が算定し、甲に通知するものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（保証委託）

- 第3条 乙に対する保証委託は、丙が甲の別途定める保証委託約款を了承の上、甲に対し乙に保証を委託する旨を記載した書面を提出することにより保証委託申請を行い、甲が速やかに同書面を乙に送付することによりなされるものとする。
- 2 乙は、前項の丙の保証委託に基づく保証契約の締結を承諾した場合は、丙に係る保証を証する書面（以下「保証を証する書面」という。）を甲に提出する。
 - 3 乙は、保証を証する書面を甲に提出するときは、同書面に通知日としてその提出日を記載するものとする。
 - 4 乙が、第1項の丙の保証委託に基づく保証契約の締結に承諾しない場合は、甲にその

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自これを保有する。

平成22年7月27日

甲 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
契約担当官
最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴



乙 東京都千代田区麹町五丁目2番1号
株式会社オリエンテーション
代表取締役 西田 宜正

